

年金受給者の現況確認に係る確認結果

今回実施した年金受給者の現況確認に係る確認については、以下の順により実施。

1. 対象者に対し「現況申告書」を送付。
 2. 住民基本台帳ネットワークシステムとの突合又は市区町村への住民票の公用請求等により生存確認を実施。
 3. 2により確認できなかった方について、戸別訪問等により健在確認を実施。
- (※) 受給者死亡後、現況届提出前に現況申告書による確認が送付され、死亡が報告された 479 人及び今回の現況確認の結果、海外居住であるとの届出があった 599 人の計 1,078 人は、本報告の対象に含めていない。

1. 「現況申告書」の回答結果

対象者 7,207 人に対し現況申告書を送付し、その回答結果は以下のとおり。

《表 1》

内 容	回答者数
①本人からの回答（健在の申出有り）	4,660 人
②代理人からの回答	1,969 人
健在の申出	(1,953 人)
死亡の申出	(4 人)
行方不明の申出	(12 人)
③回答なし	434 人
④現況申告書が対象者へ到達せず	144 人
計	7,207 人

2. 健在等の確認結果

(1) 住基情報等による確認結果

上記 1 の 7,207 人のうち、現況申告書に住民票コード、住民票住所又は居所の記載があり住民基本台帳ネットワークシステムとの突合ができた者及び住民票の公用請求等により健在等の確認を行えたのが 6,643 人であった。結果は以下のとおり。

《表 2》

内 容	人 数
⑤健在であることを確認した方	4,599 人
⑥死亡を確認した方	26 人
⑦確認できなかった方	2,018 人
計	6,643 人

(2) 戸別訪問等による確認結果

上記 1 の 7,207 人のうち、上記 2 (1) の住基情報等による確認を行った 6,643 人以外の者 (564 人) と上記 2 の「⑦確認できなかった方」(2,018 人) の計 2,582 人に対し訪問等により確認を行った結果は以下のとおり。

《表 3》

内 容	人 数
⑧健在であることを確認した方	2,286 人
⑨死亡を確認した方	207 人
⑩行方不明であることを確認した方	89 人
計	2,582 人

(3) 健在等の確認結果（まとめ）

上記1の7,207人のうち、上記2（1）及び2（2）により健在等を確認した結果は以下のとおり。

《表4》

内 容	人 数
①健在であることを確認した方	6,885人
②死亡を確認した方	233人
③行方不明であることを確認した方	89人
計	7,207人

3. 都道府県別確認結果

《表5》

都道府県	現況申告書送付件数	差止め件数			訪問調査等件数
		合計	死亡	行方不明	
北海道	224	14	9	5	71
青森	53	2	2	0	17
岩手	36	1	1	0	18
宮城	77	4	4	0	33
秋田	33	0	0	0	12
山形	36	2	1	1	17
福島	122	5	5	0	35
茨城	98	4	3	1	46
栃木	65	6	6	0	33
群馬	52	1	1	0	21
埼玉	159	28	24	4	74
千葉	173	17	12	5	78
東京	781	31	14	17	346
神奈川	369	28	21	7	147
新潟	55	3	3	0	19
富山	41	1	1	0	18
石川	39	1	1	0	14
福井	39	0	0	0	14
山梨	33	1	1	0	16
長野	114	3	2	1	54
岐阜	99	3	2	1	31
静岡	105	5	3	2	39
大阪	1,307	48	35	13	385
兵庫	641	25	13	12	217
愛知	454	15	12	3	139
三重	117	3	3	0	39
滋賀	79	0	0	0	22
京都	480	17	7	10	168
奈良	75	5	5	0	30
和歌山	50	5	3	2	22
鳥取	22	1	1	0	7
島根	22	0	0	0	7
岡山	95	2	2	0	29
広島	175	9	8	1	59
山口	114	1	1	0	33
徳島	19	0	0	0	7
香川	13	1	1	0	6
愛媛	35	0	0	0	14
高知	30	1	1	0	7
福岡	358	17	13	4	122
佐賀	30	1	1	0	10
長崎	47	5	5	0	22
熊本	64	2	2	0	1
大分	53	2	2	0	18
宮崎	37	1	1	0	11
鹿児島	39	0	0	0	22
沖縄	48	1	1	0	32
合計	7,207	322	233	89	2,582

注：現況申告書送付後の住所変更により他都道府県にて訪問調査が行われている場合がある。

(参考) 生存確認の変遷について

<平成 18 年 11 月まで>

- 全ての受給者について、現況届による生存確認を実施。
 - ・ 平成 9 年 12 月分までは、市町村長の証明印か戸籍抄本の添付を必要としていた。
 - ・ 平成 10 年 1 月以降は、地方分権推進委員会の勧告により、高齢の受給者の負担や市町村の事務量に配慮する観点から、市町村長の証明や戸籍抄本の添付は不要とした。

<平成 18 年 12 月以降>

- 住基ネットによる生存確認を実施。
 - ・ 原則として住基ネットによる生存確認を行うこととし、住民票コードを把握できない者については、引き続き、現況届による生存確認を行うこととした。

現況届による生存確認対象者数

平成 18 年度 約 600 万人 → 平成 25 年度 約 17 万人